

**ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

令和4年11月

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団

ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 公募の概要

ミリカローデン那珂川（那珂川市屋内プールを除く。以下同じ。）は、那珂川市が令和3年4月から4か年計画でリニューアル工事を行っており、令和3年度は文化ホール及びエントランスホールの改修工事を施工し、新たにエントランスホールにカフェスペースを配置しました。

今回、リニューアル後のミリカローデン那珂川の利用者に良質な飲食及び居心地の良い空間の提供を目的として、当該カフェスペースの運営事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託

(2) 業務場所

ミリカローデン那珂川エントランスホール内

※ 図面の交付については、本要領 9 を参照のこと。

※ 直接受け取りのみとします。

(3) 業務内容等

業務内容は、ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託仕様書の通りとします。カフェの売上は事業者に帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とします。

(4) 契約期間

契約日（令和5年2月予定）から令和7年3月31日までを契約期間として契約締結予定です。契約期間が満了する日の3か月前までに、ミリカローデン那珂川の現在の指定管理者である公益財団法人那珂川市教育文化振興財団（以下「財団」という。）又は新たな指定管理者と事業者のいずれからも特段の意思表示がないときは、この契約を1年間更新するものとし、以後も同様とします。

【参考】現在の指定管理の期間：令和3年4月1日～令和7年3月31日

3 施設概要

(1) 建物

名 称 : 那珂川市複合文化施設（ミリカローデン那珂川）
所 在 地 : 福岡県那珂川市仲 2 丁目 5 番 1 号
竣工時期 : 平成 6 年 3 月 31 日
施設構造 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄筋鉄骨コンクリート造
階 数 : 地下 1 階 地上 4 階建
敷地面積 : 24,582.00 m²
建築面積 : 5,980.43 m²
延床面積 : 8,843.43 m²
施設内容※ : 文化ホール（813 席。うち車椅子専用スペース 6 席。）
リハーサル室、楽屋 1～3、エントランスホールを含む

生涯学習センター

多目的ホール、研修室1～3、工作室、調理室、和室、会議室、特別会議室、視聴覚室、幼児室、事務室等を含む

那珂川市図書館

松口月城記念館

ふれあい公園

(2) 年間来館者数 (過去4年)

年度	文化ホール・生涯学習センター	那珂川市図書館
平成30年度	190,236人	99,820人
令和元年度	171,498人	97,824人
令和2年度	50,551人	82,410人
令和3年度	36,770人	89,794人

※令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休館等があります。
※令和3年度は、文化ホールがリニューアル工事のため使用できませんでした。

(3) ミリカローデン那珂川カフェコンセプト

・上質な日常

いつも訪れたくなるけれど、落ち着いて居られるけれど、いつもよりちょっとだけ上質(≠高価)なものをいただける場所。上質な雰囲気を感じられる場所。

・那珂川らしさ

食材、見た目、食器など、カフェの運営の中で何かしら「那珂川ってこんなところ」を感じられる工夫

・新しいチャレンジ

ここでの運営経験が、これから先那珂川で頑張りたい人のチャレンジを応援できる場所でありたい設計コンセプト(ミリカローデン那珂川リニューアル工事設計業務委託仕様書より)

※参考

■設計コンセプト

リニューアルにあたっては、現在のコンセプト「文化振興の発信拠点」として掲げている「①住民が交流し、連携・協働する場、②生涯学習の拠点の場、③高度な芸術・文化の鑑賞の場、④芸術・文化活動への参加を促す場、⑤郷土の偉人を伝承する場、⑥地域の情報資料センターの場」を踏まえつつ、那珂川市の地域性や固有性を活かしたイベントや他事業との連携など、当該施設を核とした文化芸術活動を通してより魅力あるまちづくりに繋がるよう、常にもう一步先を目指す文化振興の発信拠点として整備します。

そこで、事業の総合コンセプトとして、リニューアルに係るキーワードを次のとおり設定します。

「ミリカプラス(+）～ 成長する文化施設へ ～」

- ★施設の利用者（サービスを受ける側）、管理運営者（サービスを提供する側）を問わず、関係する全ての人々が、リニューアルを実感でき、今後、市の発展とともに成長していける文化振興の発信拠点整備を目指す。
- ★ミリカローデン那珂川が市民、そしてこれからのまちづくりにとって、物心ともによりプラス(+）になる運用・活用を見据えた新たな魅力を創出します。
- ★「気兼ねなく利用でき、かつ居心地が良い」空間づくりなど、施設自体が「利用者にとっての第三の居場所」となり得るリニューアルを行う。

① 改修計画＜予定：第1期工事は終了＞

区分	工期	工事範囲
第1期工事	令和2年度末～令和3年度	文化ホール・エントランスホール
第2期工事	令和4年度	外装（外壁、屋根防水等）
第3期工事	令和5年度	那珂川市図書館・松口月城記念館
第4期工事	令和6年度	生涯学習センター

※改修工事範囲以外の施設については工事期間中も休館せず運営します。

※第1期工事は終了、現在第2期工事施行中。

4 協力金

本業務の受託者は、カフェにおける売上額に一定の率を乗じて得た額を「協力金」として翌月末日までに財団に支払うものとします。本プロポーザルにおいては、この協力金の率を提案していただきます。ただし、協力金の率は、売上額(税抜)の2%以上の率または、月額金額(税抜)を提案してください。(財団から協力金請求の際は消費税を課税します。)

5 契約候補者の選定方法等

(1) 選定委員会の設置

企画提案者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書及び提案者のプレゼンテーションの内容を公正に審査し、カフェの事業実施予定者となる者を選定するため、「ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 審査の方法

企画提案書及びその他の提出書類の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとし、書類審査及びプレゼンテーション審査の2段階で実施します。

6 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、選定委員会において厳正かつ公平に審査を行ったうえで最高得点者及び次点者を選定し、最高得点者を契約候補者

(以下「候補者」という。)とします。

業務の実施に際しては、候補者として選定された場合において、企画提案書の内容をそのまま実施することを承認するものではありません。候補者選定後、候補者と財団は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件などの協議、調整(以下「交渉」と総称する。)を行います。この交渉が整った際に、契約手続きを進めることとなります。候補者選定日(ミリカローデン那珂川ホームページにおいて契約候補者を公表した日)の翌日から起算して21日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うものとします。

※ 交渉が整った後は、プレオープンなど自由にカフェスペースを使用していただき、早期オープンに努めてください。

7 資格要件

本プロポーザル参加の資格要件は、次のとおりとします。

- (1) 自ら管理経営している喫茶・レストランその他飲食業の営業業務において、3年以上の実績を有していること。
- (2) 福岡県内に事業所を置く者であること。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が不健全でない者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱(平成23年要綱第9号)に基づく指名停止中でない者であること。
- (7) 那珂川市暴力団排除条例(平成22年条例第15号)第2条第1号及び第2号に該当しない者
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

8 見学

- (1) 令和4年11月26日(土)までの10時から16時の間で自由にお申し込み。その際、来館者には十分に配慮してください。

※ エントランスを含めカフェスペースエリアについて、ミリカローデン那珂川の雰囲気やリニューアルの考え方等を事前に確認してください。

- (2) 質疑がある場合は、質疑受付をお願いします。

9 図面等の交付

令和4年11月26日(土)16時までミリカローデン窓口で配布します。

10 参加申込及び企画提案書の作成と提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類(提出部数…各1部)
 - ① 参加申込書(様式第3号)

- ②書類審査回答書（様式第4号）
- ③納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことが分かる書類で発行3か月以内のもの）
- ④消費税及び地方消費税の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる書類で発行3か月以内のもの）
- ⑤直近3か年の会計年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥企画提案書
 - ※ 別途定める「ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託仕様書」を踏まえ、次の要領で企画提案書を提出してください。
別紙「ミリカローデン那珂川カフェ運営業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」参照

(2) 提出方法等

① 提出方法

持参又は書留郵便等配達確認ができる送付方法

② 提出期限

令和4年12月13日（火）17時 ※必着

③ 提出先

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団 カフェ事業者募集担当
〒811-1253 福岡県那珂川市仲2丁目5番1号

11 質疑応答

本プロポーザルに係る質疑受付は、令和4年11月28日（月）24時までに、公募に関する質疑書（様式第2号）によりメール(tokunaga@mirika.or.jp)で受け付けます。件名を「ミリカローデン那珂川カフェ業務委託公募型プロポーザルに係る質疑（業者名（個人事業主の場合は個人名）」とし、開封確認設定をしたらうえで送信してください。

質疑回答の内容は、令和4年12月2日（金）17時までにミリカローデン那珂川ホームページ(<https://www.mirika.or.jp/>)に掲載します。個別の回答は行いません。注意してください。なお、ホームページに質疑応答内容を掲載する際には、質疑者名については掲載しません。

12 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を実施します。

日時 令和5年1月25日（水）9時30分開始予定

(1) 実施方法

- ・ 1者の持ち時間は、準備時間は審査会場の準備10分（10分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとしませす）。プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内、後片付けは5分以内の計45分以内とします。企画提案書に基づき、説明をしてください。なお、追加の資料配布は一切認めません。ただし、企画提案書の内容を補

完するために、説明者がパネル等を用いて説明することは可能です。

- ・ 質疑応答が終わったら、速やかに片づけを行ってください。
※ この45分以外に、事前準備等で調理室を利用することは可能です。その場合の時間は30分以内とします。
- ・ パソコン等を用いた説明は可能とします。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは財団のものを用意しますが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとします。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とします。
- ・ 審査会場や日時、会場レイアウト図等の詳細については、プレゼンテーション審査対象事業者に対し個別に連絡します。

(2) 審査結果通知予定日時

令和5年1月29日(日)17時まで

(3) 審査結果通知

プレゼンテーション審査の実施後、すべての審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知するとともに、ミリカローデン那珂川ホームページに契約候補者を公表します。

(4) 評価基準

書類審査、プレゼンテーション審査の評価基準は、別表1「審査評価基準」のとおりとします。

(5) 契約候補者の選定

- ・ プレゼンテーション審査の最高得点者を契約候補者（以下「候補者」という。）として選定します。
- ・ 最高得点となる者が2者以上あるときは、審査員の合議により候補者を選定します。
- ・ 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、得点が高い者から順に候補者とします。
- ・ いずれの提案者も評価点が870点（審査員6人合計）満点中435点に満たない場合は、候補者を選定しません。

13 日程

項 目	日 時
令和4年11月28日(月)	質疑受付 24時まで メールで受付
令和4年12月2日(金)	質疑回答 17時まで ミリカHPで公開
令和4年12月13日(火)	企画提案書の提出締切 17時必着
令和4年12月14日(水)	書類審査の有無の通知 17時まで メール及び文書で通知
令和4年12月27日(火)	書類審査結果通知 17時まで メール及び文書で通知
令和5年1月25日(水)	プレゼンテーション審査
令和5年1月29日(日)	審査結果通知 17時まで ミリカHPで公開

令和5年2月	契約締結（予定）
令和5年4月1日	営業開始（予定）

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。また、必要に応じ複写する場合があります（財団内及び選定委員会での使用に限る。）。
- (2) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しません。

15 問い合わせ先

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団 カフェ事業者募集担当
〒811-1253 福岡県那珂川市仲2丁目5番1号
TEL：092-954-2211／FAX：092-954-3399
e-mail：tokunaga@mirika.or.jp
※休館日を除きます。

16 その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出してください。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次の項目に該当した場合、提案者は失格になる場合があるため注意してください。
 - ① 提出書類に不足があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - ② 選定委員、財団の職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザル審査に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ 事業者公募の手続きの過程で、那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当することが判明した場合
 - ④ 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

審査評価基準

評価項目	審査・評価の視点	配点
営業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗名のコンセプトは明確か。 ・営業方針はリニューアルをするミリカローデン那珂川にふさわしい内容か。また、リニューアル工事に対応できる営業計画になっているか ・営業時間は適切な設定になっているか。 	30
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・ミリカローデン那珂川や那珂川市の魅力発信の考え方 ・那珂川市にちなんだ食材の使用など那珂川市の魅力を感じられるメニューになっているか。 	20
独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者らしさが伝わる運営計画になっているか。 	5
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員配置になっているか。 ・従業員に対する教育 ・財団との連絡調整の考え方 	15
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の衛生管理の考え方は適切か。 ・店舗設備の維持管理や衛生管理等の計画は適切か。 ・火災や食中毒等不測の事態への対応は考えられているか。 	30
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状態は健全で、安定して店舗を運営する能力があるか。 	10
協力金	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金は考えられているか。 	5
プレゼンテーション内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案資料に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容に現実性や説得力があるか。 ・質疑に対して明確に、的確に回答できているか。 ・試食品は那珂川らしさが感じられるか 	30
合計		145

公募に関する質疑書

令和 年 月 日

送信先：公益財団法人那珂川市教育文化振興財団

e-mail：tokunaga@mirika.or.jp

事業所名			
担当者名			
TEL		FAX	
e-mail アドレス			

質疑 No.	書類名	頁数	質疑内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- ※ 質疑 NO. 欄は、質疑順に 1 から番号を振ってください。
(用紙が不足する場合はコピーのうえ作成し、質疑 NO. は通してください)
- ※ 配布資料以外に関する質疑の場合は、書類名、頁数欄は「—(ハイフン)」を記入してください
- ※ 質疑内容は、質疑事項を細分化し、具体的に記載してください。

様式第 4 号

書類審査回答書

〔事業者〕所在地

商号又は名称

代表者氏名

本プロポーザルへ参加するにあたり、下記のとおり回答します。

要 件	回答欄	添付資料	備 考
(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の該当有無			
第 1 項（無能力者など）	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
第 2 項（入札参加制限）	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
(2) 那珂川市、国、県、その他自治体の指名停止措置の該当有無	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
(3) 会社更生法及び民事再生法に基づく更生あるいは再生手続き開始の申立がなされている。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
(4) 福岡県内に本店又は事務所登録をしている支店・営業所・事業所がある。	有 ・ 無		
(5) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条並びに那珂川市暴力排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
(6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としている。	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない		
(7) 喫茶・レストランその他飲食店の営業実績	有 ・ 無	<input type="checkbox"/> 営業実績が分かる資料 (任意様式)	

※ (4)：福岡県以外に本店を置く場合は、本店を置く所在都道府県名を「備考」欄に記載してください。

※ (7)：店舗名、所在地、取扱商品、営業期間、従業員数、その他特記すべき事項を記載した資料を添付してください。

〔添付資料〕

- 納税証明書(参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県民税について滞納がないことが分かる書類で発行 3 か月以内のもの)
- 消費税及び地方消費税の納税証明書(参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる書類で発行 3 か月以内のもの)
- 直近 3 か年の会計年度の貸借対照表及び損益計算書

様式第 5 号

令和 年 月 日

(あて先) 公益財団法人那珂川市教育文化振興財団
代表理事 渡邊 利治

所在地 (住所)

事業者名

代表者職氏名

印

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日付で「参加申込書」を提出した「ミリカローデン那珂川カフェ運営
業務委託公募型プロポーザル」への参加を辞退いたします。

所在地 (住所)	
事業者名	
部署名	
担当者名	
連絡先	TEL :
	FAX :
	e-mail アドレス :